

1 法改正の趣旨

ダンスをめぐる国民の意識の変化等を踏まえ、客にダンスをさせる営業について、その一部を風俗営業から除外するとともに、客にダンス等の遊興及び飲食をさせる営業について、一定の要件の下で深夜に営むことができることとする等の措置を講ずるもの。

2 改正案の概要（第187回国会において廃案となったものと同一内容）

(1) 客にダンスをさせる営業に係る規制の見直し

ダンス自体を対象とする規制は行わないこととし、業態（営業時間帯、照度及び酒類提供の有無）に応じた規制を行うこととする。

ア 低照度のものは引き続き風俗営業として規制

イ 低照度でなく、深夜まで営業し、酒類を提供するものは下記(2)の営業として規制

ウ 上記ア及びイ以外のものは飲食店営業として規制

(2) 特定遊興飲食店営業に関する規定の整備

深夜において客に遊興をさせ、かつ、酒類の提供を伴う飲食をさせる営業（特定遊興飲食店営業）について許可制度等の必要な規制を設ける。

(3) 良好な風俗環境の保全を図るための規定の整備

ア 深夜に風俗営業又は特定遊興飲食店営業を営む者に対して客の迷惑行為の防止や苦情処理を義務付け

イ 警察、営業者、地域住民等から成る風俗環境保全協議会を設置

(4) その他所要の規定の整備

ア 風俗営業の営業時間制限の緩和に係る規定の見直し

イ ゲームセンターへの18歳未満の者の立入制限に係る規定の見直し

(5) 施行期日

○ ダンスホール等に係る規制撤廃の規定は、公布日

○ 特定遊興飲食店営業の許可申請に係る準備行為の規定は、公布日から9月以内の政令で定める日

○ その他の規定は、公布日から1年以内の政令で定める日

3 今後の予定

平成27年2月24日 閣議決定

1 趣旨

「子ども・子育て支援法」の制定、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の一部改正等により、認定こども園制度が拡充され、「幼保連携型認定こども園」が新設されたことに伴い、「交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行規則」（以下「共同命令」という。）の一部改正を行うもの。

※ 「認定こども園」は、就学前の子どもに幼児教育・保育を一体的に提供する施設。

2 命令案の内容

都道府県公安委員会が実施する交通安全施設等整備事業のうち、共同命令で定める基準に従い国家公安委員会及び国土交通大臣が指定した道路における事業に要する費用については、国が補助することとされている。

当該道路の指定の基準について、共同命令第1条第1項第3号は、「付近に保育所、幼稚園、小学校又は児童公園があること」としているところ、同基準に「幼保連携型認定こども園」を加えるもの。

3 今後の予定

公布 3月上旬

施行 4月1日（子ども・子育て支援法の施行の日）

公安委員会	平成26年における被疑者取調べ適正化のための	平成27年2月19日
説明資料No. 3	監督に関する規則の施行状況について	総務課

平成26年における被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の施行状況は次のとおり。(規則第11条、第13条及び第14条)

1 都道府県警察

(1) 被疑者取調べの件数	144万7,980件
(2) 取調べ室の外部からの視認の回数	301万5,366回
(3) 巡察の回数	2万6,879回
(4) 被疑者取調べに係る苦情の申出の件数	459件
(5) 規則第10条に基づく調査の件数	500件
(6) 監督対象行為の件数	32件
(事案数)	31(件)

表1 監督対象行為の類型別内訳 (平成25年・26年)

監督対象行為の類型	H26	H25
やむを得ない場合を除き、身体に接触すること	4	4
直接又は間接に有形力を行使すること(上記に掲げるものを除く)	3	5
殊更に不安を覚えさせ、又は困惑させるような言動をすること	3	4
一定の姿勢又は動作をとるよう不当に要求すること	0	0
便宜を供与し、又は供与することを申し出、若しくは約束すること	7	19
人の尊厳を著しく害するような言動をすること	0	1
「午後10時から翌日午前5時までの間に被疑者取調べを行うとき」又は「1日につき8時間を超えて被疑者取調べを行うとき」に警察本部長又は警察署長の事前承認を受けないこと	15	6
合計	32 (31)	39 (35)

※ 合計欄の括弧内の件数は監督対象行為の事案数

表2 監督対象行為の端緒別内訳 (平成26年)

警察部内で認知	取調べ状況の確認	8	28
	捜査部門からの連絡	18	
	留置部門からの連絡	2	
苦情等を端緒	苦情の申出	2	3
	その他	1	
合計			31

※ 監督対象行為の事案数を基に集計

2 皇宮警察

被疑者取調べ8件。視認21回。巡察8回。被疑者取調べに係る苦情の申出なし。規則第10条に基づく調査なし。監督対象行為なし。

公安委員会	平成26年中における人身取引	平成27年2月19日
説明資料No. 4	事犯の検挙状況等について	保安課

1 人身取引事犯の検挙状況等

- 検挙件数：32件(前年比+7件、+28.0%)
- 検挙人員：33人(前年比-4人、-10.8%)
- 被害者：24人(前年比+7人、+41.2%)

【人身取引事犯検挙一覧表(統計を取り始めた平成13年からの推移)】

	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	合計
検挙件数	64	44	51	79	81	72	40	36	28	19	25	44	25	32	640
検挙人員	40	28	41	58	83	78	41	33	24	24	33	54	37	33	607
ブローカー	9	7	8	23	26	24	11	7	6	3	6	6	10	6	152
被害者総数	65	55	83	77	117	58	43	36	17	37	25	27	17	24	681

(1) 被疑者の状況(資料の「1」)

- 日本人が30人(90.9%)で最も多く、前年比9.8ポイント増加。
- 男性19人(57.6%)、女性14人(42.4%)で前年より女性の割合増加。
- ブローカーは6人(全体の18.2%)で前年比8.8ポイント減少。

(2) 被害者の状況(資料の「2」)

- 被害者は全て女性で、年齢は30歳未満が16人(66.7%)。
- 18歳未満の児童が7人(29.2%)で、うち中学生・高校生が5人。
- 日本人が12人(50.0%)で最も多く、過去最多タイ。
- 外国人は12人で、うち10人がフィリピン人。
- 外国人の在留資格は、短期滞在8人、寄港地上陸が2人、日本人配偶者と永住者が各1人で、短期滞在が前年比5人(+166.7%)増加。
- 被害の形態は、売春等の性的搾取が14人(58.3%)、ホステスとしての稼働が7人(29.2%)、婚姻等の強要が3人(12.5%)。

2 検挙事例

(1) フィリピン人女性被害に係る人身売買事件(警視庁、H26.5~H26.9)
 人身売買ブローカー(フィリピン人女性・日本人男性)らが、日本での稼働を希望してアラブ首長国連邦等から入国したフィリピン人女性を日本人男性に結婚相手等として売り渡していたもので、被害女性3人を保護するとともに、ブローカー及び買受者ら5人を人身売買罪(人身売渡し、結婚目的・わいせつ目的人身買受け)等で逮捕。

(2) 日本人女性被害に係る人身取引事犯(兵庫県、H26.3~H26.8)
 ビジネスホテルを転々としながら出会い系サイトを利用して売春営業を行っていたグループが、日本人女性を覚せい剤等で薬漬けにし、その代金等支払い名下に売春を強要していたもので、被害女性2人を保護するとともに、グループの男女4人を売春防止法・児童福祉法違反等で逮捕。

3 今後の対策

- (1) 国内外の人身取引事犯の確実な認知、実態解明
- (2) 人身取引被害者の的確な保護・支援及び保護機関との連携
- (3) 人身取引事犯の取締りの徹底

岐阜県警察は、フィリピン人女性に不法就労させたとして、平成27年2月14日、被疑者9名を通常逮捕した。

1 被疑者（9名）

○ ブローカー（2名）

愛知県名古屋市 自称コンサルタント A男 57歳 ほか1名

○ フィリピンクラブ関係者（7名）

岐阜県美濃加茂市 会社役員 B女 64歳 ほか6名

2 罪名・罰条

出入国管理及び難民認定法（不法就労助長）違反

○ ブローカー：同法第73条の2第1項第2号

（外国人に不法就労させるためにこれを自己の支配下に置く）

○ フィリピンクラブ関係者：同法第73条の2第1項第1号

（事業活動に関し、外国人に不法就労活動させた）

【罰則：3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科】

3 事件の概要

○ ブローカー

ブローカーらは短期滞在の在留資格を有するフィリピン人女性に、不法就労活動をさせるため岐阜県美濃加茂市内の寮に居住させたもの。

○ フィリピンクラブ関係者

フィリピンクラブ関係者らは、短期滞在の在留資格のフィリピン人女性が、資格外活動許可を受けていないことを知りながら、岐阜県及び愛知県内のフィリピンクラブにおいて、ホステスとして報酬を受ける活動に従事させたもの。

神奈川県警察は、本年2月14日、不正競争防止法違反（営業秘密の領得）で被疑者1名を逮捕した。

1 被疑者

神奈川県茅ヶ崎市

派遣社員（中国の自動車製造会社で勤務） 甲男 52歳

2 事案の概要

被疑者は、自動車メーカー（A社）の社員として勤務中に、不正の利益を得る目的又は同社に損害を加える目的で、営業秘密を管理すべき任務に背いて、平成25年12月17日から平成26年2月26日までの間、神奈川県横浜市に所在するA社事務所において、同社のサーバーコンピュータにアクセスし、A社のモーターショーに関する情報等が記録されたファイルデータを自己所有のハードディスクにコピーして、A社の営業秘密を領得したものの。

3 捜査の経緯

神奈川県警察では、平成26年3月にA社から相談を受け、翌4月に告訴を受理し、捜査を推進していたところ、被疑者が中国から一時帰国するとの情報を得て、逮捕に至ったもの。

4 罪名罰条

不正競争防止法違反

同法第21条第1項第3号ロ

10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金（併科可）

5 営業秘密の侵害事犯の検挙状況

年	H25	H26	H27年（2月15日現在）
事件数	5	11	2

6 営業秘密保護強化に係る最近の動向

(1) 平成26年7月、政府の知的財産戦略本部が策定した「知的財産推進計画2014」に

- 営業秘密保護法制の見直し
- 官民の情報共有
- 捜査当局との連携

等が施策として盛り込まれた。

(2) 平成27年1月28日、経済産業副大臣、日本経済団体連合会、日本商工会議所等が出席して「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」が開催され、行動宣言が採択された。

当庁からは、生活安全局担当審議官及び警備局担当審議官が出席した。

(3) 平成27年2月2日、(独)工業所有権情報・研修館に「営業秘密・知財戦略相談窓口」(営業秘密110番)が設置された。

同窓口が受け付けた被害相談については、警察庁が、対応する都道府県警察を紹介するよう連携を図っている。

(4) 経済産業省では、今国会において

- ・ 罰金刑の引上げ
- ・ 海外重課
- ・ 非親告罪化
- ・ 未遂行為の処罰

等を内容とする不正競争防止法の改正を予定している。

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 7</p>	<p>FATF対日審査フォローアップ</p> <p>への対応について</p>	<p>平成27年2月19日</p> <p>組織犯罪対策企画課</p> <p>警備企画課</p>
--------------------------------------	--	---

1 経緯

平成27年2月25日（水）から27日（金）までの間、フランス（パリ）において開催されるFATF全体会合において、FATF「40の勧告」及び「9の特別勧告」の履行状況に係る対日相互審査（平成20年）に対する第11回フォローアップ報告を行うもの。

前回の会合（昨年10月）では、我が国に対し、第3次相互審査フォローアップを早期に終了できるよう、提出法案の成立と残る不備事項の改善に向けた取組の継続を求めること及び2月全体会合において進捗状況についての報告を求めることが決定された。

2 第11回報告の概要

昨年10月以降の我が国の不備事項の改善に向けた進捗について報告を行う。

警察庁関係は、次のとおり。

(1) 顧客管理の強化

昨年秋の臨時国会に提出した犯罪収益移転防止法の改正法が、同年11月19日に成立。

この法改正及び現在検討中の政省令により、疑わしい取引の判断方法の明確化、コルレス契約締結時の厳格な確認及び事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充に係る規定等を整備し、相互審査において指摘された不備事項に対応することとなる。

(2) テロリストの資産凍結

昨年秋の臨時国会に提出した国際テロリストの財産凍結法が、同年11月19日に成立。

テロリストの対外取引を規制する外国為替及び外国貿易法に加え、国内取引を規制する国際テロリストの財産凍結法により、テロリストの資産凍結は、司法手続を経ることなく、行政手続によって迅速に履行されることとなり、相互審査において指摘された不備事項に対応することとなる。

1 開催目的

警察庁のODA事業として平成7年から開催。アジア・太平洋地域を含め、我が国の薬物情勢に関連を有する国を幅広く招聘し、薬物情勢及び捜査手法等に関する討議・情報共有や相互協力体制の強化を目的とする。

2 会期及び会場

平成27年2月24日(火)から2月26日(木)までの間
於：東京プリンスホテル(東京都港区)

3 会議テーマ

- ・ 西アフリカ系薬物犯罪組織やメキシコ・ドラッグ・カルテルによる覚醒剤等密輸対策
- ・ 危険ドラッグの脅威に立ち向かうための情報共有等の国際協力

4 参加予定国等(31か国・2地域・2国際機関)

- ・ アジア太平洋地域(14か国・2地域)
インドネシア、オーストラリア、韓国、カンボジア、シンガポール、タイ、中国、ニュージーランド、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス、香港、マカオ
- ・ 米州地域(3か国)
カナダ、米国、メキシコ
- ・ 欧州地域(9か国)
イギリス、オランダ、スペイン、ドイツ、フランス、ベルギー、チェコ、ルーマニア、ロシア
- ・ 中近東地域(3か国)
イラン、トルコ、アラブ首長国連邦
- ・ アフリカ地域(2か国)
ケニア、ナイジェリア
- ・ 国際機関(2国際機関)
UNODC(国連薬物犯罪事務所)、ICPO(国際刑事警察機構)

5 日本側参加者

- ・ 警察庁長官、組織犯罪対策部長、薬物銃器対策課長等
- ・ 関係都道府県警察の薬物取締担当課長等

福岡県警察は、2月15日・同16日、平成26年5月26日に発生した組織的殺人未遂事件で、指定暴力団五代目工藤會傘下組織組員9名を検挙した。

1 被疑者

- (1) 住居 福岡県北九州市
指定暴力団五代目工藤會傘下組織組員 (49歳)
- (2) 住居 福岡県北九州市
指定暴力団五代目工藤會傘下組織組員 (44歳)

※ 上記2名のほか、工藤會傘下組織組員7名を検挙

2 被害者

福岡県北九州市内居住
Aさん (男性・当時29歳)

3 事案の概要

被疑者らは、Aさんを殺害しようとして、共謀の上、平成26年5月26日朝、福岡県北九州市小倉北区内の駐車場において、工藤會の活動として、あらかじめ定められた任務分担に従い、殺意をもって刃物でAさんの胸部等を多数回突き刺すなどし、組織により殺害しようとしたが、胸壁刺創等の傷害を負わせたにとどまり、殺害の目的を遂げなかったものである。

4 今後の方針

福岡県警察においては、引き続き関係者の保護対策及び関係個所の警戒の徹底を図るとともに本件事案の全容解明を図る方針。

公安委員会 説明資料NO.10	特定危険指定暴力団等五代目工藤會 に対する事務所使用制限命令の発出 等について	平成27年2月19日 暴力団対策課
----------------------------------	--	------------------------------------

1 概要

- (1) 平成26年11月20日、福岡県公安委員会は、五代目工藤會に対し、4か所の事務所の使用制限命令(平成27年2月19日まで有効)を発出。
- (2) 今般、うち2か所については管理者の変更に伴い、仮の命令を経て新たな命令の発出手続に移行し、残る2か所については、命令の期限を延長。
- (3) 前回の命令発出後、新たに工藤會の活動の用に供されていることを把握した事務所に対し、事務所使用制限命令を発出。

2 対象事務所

- (1) 仮の事務所使用制限命令
 - ・ 五代目工藤會総本部事務所(福岡県北九州市)
 - ・ 五代目工藤會従たる事務所(同上)
- (2) 事務所使用制限命令の期限の延長
 - ・ 五代目田中組本部事務所(福岡県北九州市)
 - ・ 五代目田中組紺屋町事務所(同上)
- (3) 新たな事務所使用制限命令
 - ・ 五代目田中組従たる事務所(福岡県北九州市)

1 交通事故発生状況

- 発生件数 57万3,842件（前年比 -5万5,179件、-8.8%）
- 死者数 4,113人（同 -260人、-5.9%）
- 負傷者数 71万1,374人（同 -7万120人、-9.0%）

2 昨年の交通死亡事故等の特徴

(1) 全体的な特徴

- 年齢層別死者数では、高齢者が占める割合が過去最高（構成率53.3%）
- 状態別死者数では、「歩行中」が引き続き最多（同 36.4%）

(2) 個別的な特徴

- 16～19時台の死亡事故が前年比9.1%減少
 - ・ 薄暮時間帯に体制をシフトした街頭活動、高齢者保護対策等が一定の成果
- 小学校低学年の歩行中死傷者が前年比13.7%減少
 - ・ 通学路における見守り活動や取締り等の取組により、一定の成果
- 高齢者の歩行中死者は前年比4.8%減少
 - ・ 高齢者は、高齢者以外の者と比べて、道路横断時の違反の割合が高い
 - ・ 高齢歩行中死者に占める反射材着用率は2.3%と依然として低調
- 自動二輪車乗車中死者は減少傾向にあるが、40～50歳代は増加
 - ・ 全体は前年比4.9%減少（442人、10年前の0.65倍）、40～50歳代は4.1%増加（177人、10年前の1.90倍）
- 年齢層別免許保有者当たり死亡事故では、75歳以上が高水準で推移
 - ・ 75歳以上は、他の年齢層の2.6倍

3 今後の交通死亡事故抑止対策

- 事故分析に基づく事故抑止に資する活動の推進
- 薄暮時対策、通学路対策の継続的实施
- 反射材の着用等、高齢者に対する交通安全教育の推進
- 自転車利用者に対するルール、マナーの周知
- 高齢運転者対策、自動二輪車運転者対策の充実

1 主な活動状況

(1) 初動警察通信活動

(初動警察活動を強化するための迅速な現場映像伝送等の活動)

- ・豪雨や土砂崩れにおける被害現場活動
- ・噴火における被害現場活動
- ・事件現場における活動
- ・現地災害警備本部等における臨時の通信機器の設置

(2) カメラ設置活動

(犯罪捜査に資する客観的証拠の収集強化のためのカメラ設置活動)

- ・ストーカー・DV被害者保護対策のためのカメラ設置
- ・窃盗、器物損壊事案対策などの捜査支援のためのカメラ設置

(3) 警衛警備等

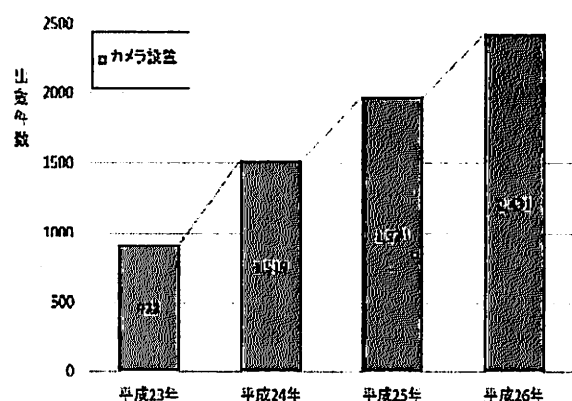
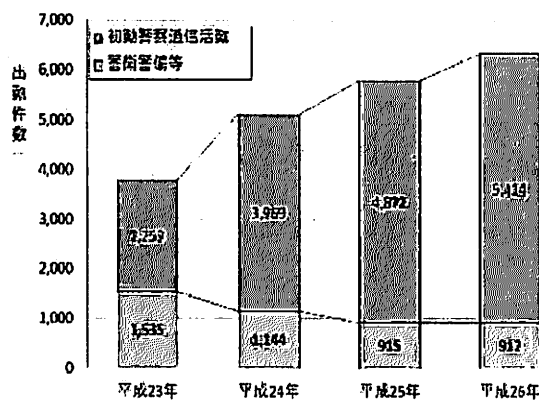
(警衛警備・捜査本部等における臨時の警察通信施設の設置及び運用)

- ・警衛・警護警備における活動

2 出動件数

各種活動を伴う出動件数の推移 (過去4年間)

○初動警察通信活動等の出動件数の推移 ○カメラ設置活動の出動件数の推移



- ・初動警察通信活動は、災害・交通捜査・火災による出動件数が増加
- ・カメラ設置活動は、保護対策・窃盗事案による捜査支援が増加

3 今後の方針

- (1) 反省教訓を生かした機動警察通信隊の錬成
- (2) 映像関連技能の向上
- (3) 情報抽出機能の高い映像関連技術の導入